

いただいた次でございます。

条例の内容について説明申し上げます。

条例の内容は、第六条に使用料の関係が規程されておりますが、第六条が三項といたしまして「本委員会は、公益上必要がある」と認めるときは、使用料は減免することができるといふ減免規定を加えさせていただいたわけでございます。またこの条文を改りまして使用料を減免できる範囲等につきまゝて施行規則の一部を同時に改正させていただいてあります。

ご参考までに申し上げますと、施行規則では市内の小、中、高生に無料使用料を交付することとされている規定のほか、市内小、中、高生あるいは幼稚園とか保育園の小児さんが教員または保母さんの引率のもとに使用する場合は免除するということ、市内の子供会あるいはPTA等が小児さんを対象に主催する行事で、それ以外責任者の引率のもとで使用する場合に免除あるいは半額にするということとを施行規則に盛り込んで次でございます。

条例の附則でございすが、この条例は交付の日より施行する、と規定してございすが、本年七月十五日に交付させていただきまして、無料料の関係につきまゝては各校を通じて一人二枚——小、中、高生は約五千人ありますので約一万枚を配付させていただいたわけでございます。

非常に難しくは説明ではございますが、よろしくご審議をいただきまして、議案に対してご承認賜わりますようお願い申しあげら次でございます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明を終わります。こより本件に対する質疑を終わります。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

○（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております報告が三号については委員会が託たよび討論を省略し、原案とおり承認されんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）おわかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から

所定の賛成者を得て、本件は委員会付託および討論を省略し、原案どおり承認されたことの動議が提出されました。本動議のとおり決することにご賛成ありませんか。

（賛成ありと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご賛成なれしと認めます。よって報告が三号は原案どおり承認することに決定いたしました。

~~~~~

議長（末次性男君）日経九五議案が六号都市政策強化に関する要望決議を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（島田議会事務局長朗読）省略

議長（末次性男君）朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。十二番 森田秀雄君

（十二番 森田秀雄君登壇）

十二番（森田秀雄君）提案理由の説明をいたします。

最近における都市問題は年を経るごとに深刻の度を増し、住民の不満は高まりつつあります。この原因としては幅広い本問題に対して総合的な考え方を打ち出さず、加えて各種調査会の答申は空文に終り、空転しているためであります。一方においては急激な都市化にともない財政需要の急増にもかかわらず収入は伸び悩みの現況で、必要にせまられる諸施設の整備はままならず、住民の生活環境を快適にするために、われわれ議会人は国に対して都市関係の諸問題を解決するため、本件要望決議をして積極的な対策の推進をはかられるようにすべきであると考え、ここに提案申しあげることになりました。

よろしくご検討を賜わり、本件決議に対してご賛同くださいますようお願いいたします。提案理由の説明をいたします。

議長（末次性男君）以上で提案理由の説明は終了しました。

十二番（伊東忠次郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が六号については質疑応答および討論を省略し、原案どおり可決されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(永次郎男君) おばかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を呼び、本案は賛成および討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが本動議のとおり決するにご賛議ありませんか。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(永次郎男君) ご賛議なしと認めます。よって議案第九号は原案どおり可決いたしました。

議長(永次郎男君) 日課第六議案第九号特別委員会の設置について議題といたします。

議長(永次郎男君) 議案の朗読をいたさします。

(朗読議案第九号特別委員会の設置を省略)

議長(永次郎男君) 朗読は終了しました。

本案について提議理由の説明を求めます。十九番大野行夫君

(十九番大野行夫君登壇)

十九番(大野行夫君) ただいま事務局から朗読されました特別委員会の設置でございますが、この仮称市民教育館建設につきましては初年度より総務委員会において担当いたします。現在までできております。

建物が相当大きいこと、また財政的負担が相当に今後の市行政にも多大反映するのじやないか、このような考え方のもとに特別委員会をもってありゆき教育館に供することを中心にした仕事を進めたいという苦心の案でございます。次でございませう。

ようしくご審議されることをお願いいたします。

議長(永次郎男君) 以上で提議理由の説明は終了しました。

十九番(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九号については、賛成および討論を省略し原案どおり可決されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(永次郎男君) おばかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所

足の賛成者を得て、本案は質疑及び討論を省略し、原案  
とおり可決された。この動議が提出されたが、本動議のとおり決  
することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次郎男君) ご異議なしと認めます。 ようて議案が九十三号は原  
案とおり可決いたしました。

議長(米次郎男君) ただいま設置することに決定した仮称市民体育館建  
設特別委員会の委員については議長において

一番 貴井啓吉代次君 七番 岸佐美良時君

二番 田村匡雄君 八番 米次郎男君

三番 宮次良一君 九番 大野竹矢君

四番 田村匡雄君 十番 岩田 陽君

以上十名を委員として指名したいと思ひますが、これにご異議  
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次郎男君) ご異議なしと認めます。 ようてただいま議長にお  
いて指名した十名の諸君を仮称市民体育館建設特別委員  
会委員として選任することに決定いたしました。

なお正副委員長の互選結果について報告がありまうたので事務  
局長を以て報告いたさせます。

議会議務局長(島田猛君) 報告いたします。

仮称市民体育館建設特別委員会委員長及び同副委  
員長の互選結果報告

仮称市民体育館建設特別委員会委員長及び同副  
委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告いたします。

一、仮称市民体育館建設特別委員会

委員長 大野竹矢君

仮称市民体育館建設特別委員会

副委員長 岸佐美良時君

昭和四十六年九月二十日

福生市議会議長

永次郎男殿

議長（永次郎男君） ただいま事務局長より報告させたとおり決定いたしました。

ここで正副委員長にばりれた方々からご挨拶を願います。  
まず委員長 大野行天君

（飯沼市民体育館建設特別委員長）

大野行天君登壇

。飯沼市民体育館建設特別委員長（大野行天君） ただいまご紹介をいただきまして、新しく特別委員会の委員長という立場で皆さま方ともども 街の発展に取り組んでまいります。もちろん二十四名の議員の一人でございます。あくまでも皆さま方のご支持をいただきながら一日も早く完成するとともに、あらゆる行政の面でもともどもに進んでいける体系をつくっていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。（拍手）

くお願ひいたします。（拍手）

議長（永次郎男君） 次に副委員長 岸坂美良時君

（飯沼市民体育館建設特別副委員長）

岸坂美良時君登壇

。飯沼市民体育館建設特別副委員長（岸坂美良時君） ご指名をいただきましてのご挨拶を申し上げます。

先輩諸君議員各位よりご推薦いただきまして、このたびの副委員長を拝引き後任したわけでございます。もとより非才な身でもでございます。あくまでも委員長を補佐いたしてまいらばなうなうなと考えております。

どうかご同各位のご助力を願ひ申しあげまして簡単でございますがご挨拶にかえます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

議長（永次郎男君） 次に挨拶は終了しました。

議長（永次郎男君） 日程第七議案第九号より日程第九議案第九号までのご挨拶について一括してご挨拶いたします。

日課才七議案才九十四号 議会の議員の報酬及び費用弁償等  
に關する各条例の一部を改正する各条例

日課才八議案才九十五号 非常勤の特別職の職員  
の報酬及び費用弁償に關する各条例の一部を改正する各条例

日課才九議案才九十六号 証人等の費用の弁償に關する各条例  
の一部を改正する各条例

又三件を一括議題といたします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。企画調査室長

大野中心一君

(企画調査室長 大野中心一君登壇)

企画調査室長(大野中心一君) 議案才九十四号 議会の議員の報酬及び  
費用弁償等に關する各条例の一部を改正する各条例につきまゝて説明  
申し上げます。

去る八月十八日に報酬等審議会より答申がございまして、その答  
申に基きまして本条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容はつきまゝては、おへ条の報酬額ですが議長八万三千

福生市議会



副議長七万一千円、委員長六万九千円——委員長はいままでは常  
任委員会委員長と、特別委員会委員長が規定されておりますし  
たが、常任委員長に合せてございす。額は同額でございます。議  
員は六万円に改めようとするものでございます。

おへ条は、現在議長、副議長は選挙された月から、議員は元  
の職についた月から報酬を支給するというような規定になっておりますが、  
その職についた月から退職した月分までといったしまして、その間に月の途中  
で職に移動があった場合においてはその額の多いほうを支給するという  
ふうに改めようとするものでございます。

次は現在おへ条になっております内容のものをおへ条おへ項に改め  
ようとするものでございます。

おへ条は、費用弁償の規定でございますが、現在の条文は議員が私  
家にとりかたときは旅費を支給するという部分につきまゝて、その他  
に出張したときは鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊  
料、次に食料料というのがあるわけでございますが、その食料料を  
除こうとするものでございます。

おのれおのれは別表、旅費の支給でございます。これを改めようとするものでございます。

それからおのれは、現在議長、副議長、議員というように別記してございますが、これを議会議員というふうに改めようとするものでございます。

別表の改正でございますが、現在甲地方、乙地方というふうに分かれておりますが、この甲地方、乙地方を一本にいたしまして五ヶ所という額に改めようとするものでございます。したがつて、いままでありました食料一食につき七百円を除きまして、この宿泊料の中に含めるという考え方でございます。

別表備考の国定宿泊施設に宿泊しない場合という項目があります。これは例えば、夜行列車といったような場合でもこの規定の宿泊料を支払うというような内容のものでございます。

それから別表で、この条例は交付の日から施行し、おのれの規定を除くとして、報酬につきましては七月一日から適用し、それのほか費用弁償等につきましては公報の日から施行しようとする

ものでございます。

附則の二項といたしまして、七月以降に支払われました報酬につきましても内払であるという内容のものでございます。

続きまして議案おのれより非常勤の特別職の職員、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、議会議員の条例と同じく報酬等審議会から答申がございまして、改めようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、おのれにつきましても費用弁償でございます。これもやはり議員さんと同じように市外へ出張した場合に実費を弁償するというふうになろうとするものでございます。

おのれおのれでございますが、これは支給の計算方法等につきましても、取職員の旅費支給条例の例によるという内容のものでございます。

次の別表のへを次のように改めるとでございますが、この条例はおのれで報酬を規定しておりますので、一番最初にこの別表が

すのでお六条を先に改正いたしましてお八条の報酬額のほうをあとに回したというふうなことでございます。

副表といたしまして教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員、この四行政委員につきましても、いままで日額でありましたものを、この委員さんは定期的に毎月会合が開かれておりますので月額に規定をするようにという答申も出ましたので、このような数客に改正しようとするものでございます。それからいままで委員長の三千七百円、委員が二千八百円でありましたが、三千七百円の日当を六ヶ月に改正しようとするものでございます。二千八百円の日当は四ヶ月に、そのほか二千六百円という日当がございしますが、これも三ヶ月に改めようとするものでございます。最後のほうに教育指導委員と社会教育委員会委員も一応月額で答申しており改正しようとするものでございます。一番最後にその他非常勤特別職職員とありますが、日額、月額、年額とへ通りにいたしまして、それは小何月以内というふうな内容にはなりません。これは日額の場合は、例えば市の医師者の人の



現在報酬をもらっている日当が六ヶ月でございます。今後多少とびるとい見込みもございしますので一応八ヶ月以内というふうにいたそうとするものでございます。月額の部分につきましては福祉事務所嘱託医、校医等がありますが、福祉事務所の嘱託医は現在月額六万円、校医は月額八万円、そういうた金額でございしますので一応五万円以内と多分余裕を取らせていたいただきたいという考え方でございます。年額五万円以内とあります。これは保育所の嘱託の医師者さんに年額三万円払っているわけでございますが、これも余裕をもたせていたしまして五万円というふうにするものでございます。それから備考のところには委員のうち現職議員は月額三千五百円と日額六ヶ月というように摘要欄にございますが、これは法律等で規定されまして、議員から出ているというわけですが、それから市の条例で議員の中からは何人選任するというような内容の委員とあるわけでございますが、一応報酬等審議会としては、議員の場合は月額で報酬を支払われているので大体この金額でやってほしいという説明がございましたので、そのま

摘要欄に規定をさせていたという内容のものでございます。  
別表の六でございますが、これも議員と同じように甲地方、乙地方  
を一本にいたしまして、食料料を今めまして宿泊料を四千五百円  
にいたそうとするものでございます。

それから施行期日でございますが、報酬の部分につきましては七  
月（日）から適用いたしまして、費用弁償の部分につきましては公布  
の日から施行いたしたいという内容のものでございます。ただ、現在  
まですでに委員会が採決をしまして報酬を支払われております委  
員があるわけでございます。その中で日額がこの摘要欄で減額  
になる場合が起りますので、その場合には従前の例によりたいと  
いう内容のものでございます。

それから議案第九号証人等の費用弁償に関する条例のへ  
部改正についてでございますが、この条例は、自治法の百条に規定  
されております議会の事務に關する調査の際の証人の出頭、あるい  
は七十四条の規定によります選挙管理委員会が行なう関係人の  
出頭を求めた場合等の費用を弁償する条例でございます。

あまり現在まで件数はないようでございますが、この費用弁償につ  
きましても前の非常勤特別職等の例にならうとして改正しようとし  
るものでございます。

改正の内容は第九条の費用弁償でございますが、これもやはり費  
用弁償の種類でございますが、食料料を除こうとするものでござい  
ます。

第九条および第四十条に「旅費」という条句が使われております  
でございますが、これは当然費用を弁償するといつてはいいという規  
定になっておりますので、その分を条句の訂正で「費用弁償」に改め  
ようとするものでございます。

第九条「旅費の支給については」「費用弁償の支給については」  
これは前の条文の改正と同じでございます。その次に「例による」の  
下に「ただし、日当の減額に關する規定は、適用しない」とあります  
この場合は半日であっても一日日を支払うんだというような内容のも  
うございます。

それから別表の改正につきましては、しばらく改正されておりました

て宿泊料が現在甲地方の二ヶ所と乙地方の二ヶ所、食料  
三百五十円という数値でございますが、これを日当三百円といたしま  
して宿泊の場合は食料を除きまして四百五十円にいたそうと  
するものでございます。

それより施行期日はやはり公布の日から施行したいという内容  
のものでございます。

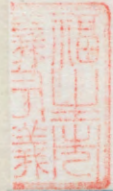
又変へたは説明で恐縮でございますが、何とを慎重に審議  
賜りまして原案どおりご決定くださるようお願いいたしまして  
終りさせていただきます。

議長（末次隆男君） 以上で提案理由の説明は終りました。

これより本案に対する質疑を付いたします。

○一番（貫井善次郎君） この二議案に対して五十四号、五十五号議案  
の附則の關係について一言質疑をいたしたいと思います。ふなれで  
議員と質問がごつちやにならうなことがありまして議長の方から  
ストップをかけさせていただきました。と思います。

ご承知のように、教後、法律をはじめ条制等の条文はだれで



も読んでわかりやすいようにと指導され、またそのように現在までな  
されていくことは皆さんご承知だと思えます。しかるに、この五十四号  
五十五号議案の附則の施行期日等の条文は、おそろしく私あたり  
感にぶいかり時にしうかも知れませんが、提案者以外にお  
そろしく読んで解読し得る方が何人いるかと、私はこれを見て感じ  
たわけでございます。いままでこのような附則の条文は初めてと

私は思います。毎日法制、条制等にのびこんで行政職の職  
員さえもはてな——と、本文を読めぬおし、さらに附則を読んで、  
ああこういうことか、——というふうな条文であると私は思っているのであり  
ます。私は議案の送付を受けて、わかりやすい条文とすべきでは

なかったかというふうなことで、こんな条文はかつてなかったということと  
話しましたが、その職員でさえも三人が三人、四人が四人頭をひね  
つてああこういうことか、——と頭をひねらなければ解読に苦しみと

こういう条文になぜ今回したのか、あるいはいままでわかりやすい条文  
——強民が見ても議員が見てもわかりやすい条文にしろというふ  
うな指導がいつ変わってきたのか、——清くこうになると、原文は平